

『第1回 スキルアップ研修「高齢者虐待の基礎」～高齢者の虐待防止と擁護者に対する支援について～』に参加して

報告者：なかまち居宅介護支援センター 若土 由加里

令和6年6月29日、オンラインにて、富山県介護支援専門員協会副会長 竹内 嘉伸氏より、高齢者虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律について講義していただきました。令和6年4月1日から全ての介護サービス事業所を対象に虐待の発生またはその再発を防止するための委員会の開催・指針の整備・研修の実施・担当者を定めることが義務付けられています。

高齢者虐待防止の推進

・ 利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、全ての介護サービス事業者（居宅療養管理指導及び特定福祉用具販売を除く。）について、

1 虐待の発生又はその再発を防止するための措置

● 虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催

● 指針の整備

● 研修の実施（年2回）

● 担当者を定める

以上が講じられていない場合に、基本報酬が減算される。

※福祉用具貸与については、サービス提供の態様が他サービスと異なるため、3年間の経過措置期間がある。



講師 竹内 嘉伸氏

講義の中で、高齢者虐待の定義や捉え方・背景・発生要因を学び、高齢者虐待防止の基本となる「不適切なケア」については、「虐待の芽チェックリスト」を実際に自分たちで確認し、チェックや活用の仕方をグループワークの中で話し合いました。チェック欄に○印にてチェックがついた項目について話し合った中で、見たことや聞いたことがある不適切なケアの存在が虐待へとエスカレートする状況につながるということがわかりました。これらを防止するために、利用者の心理状態を丁寧にアセスメントすること、施設全体が虐待をなくしていこうという姿勢をもって取り組んでいくことなどが大切であることを学びました。

また、自分達が普段の業務で行っていることが「利用者本位」の立場に立っているか、虐待を未然に防ぐ方法を「覚える」のではなく、「考える」ことを実践していきたいと思いました。知らず知らずの間に不適切なケアにつながる要因となるスタッフのストレスや出来事に早めに気づき、事業所全体で解決方法を探るといった事業所内の雰囲気づくりが日頃から大切なのだと自分の業務を振り返ることができました。

